

明治初年隠岐島神社調査とその帰結 —『隠岐國神社秘録』再構成の試み—

山崎 亮

はじめに

- 一 『隠岐國神社秘録』の構成
- 二 『隠岐國神社秘録』の再構成
- 三 明治政府の神社関連施策と隠岐島の動向
- 四 『隠岐國神社秘録』の概要——神社調査とその帰結
おわりに

はじめに

島根県の嘱託を勤めていた曾根研三筆写に係る謄写版の『隠岐國神社秘録』正編（一九五三年三月）・続編（一九五四年六月）・後編（一九五四年十二月）三巻には、隠岐島全域において実施された神社調査やこれに基づく神社整理に関わって、明治二年（一八六九）から明治六年（一八七三）にかけての文書が二十七点、収録されている。なかでも明治二年から翌年にかけて、当時の玉若酢命神社宮司億岐有尚（一八二一—一八八）、水若酢神社宮司忌部正弘（一八三〇—一九〇四）、島後宇屋町の公文松浦十郎（一八一四—一九八）によって実施された神社・小祠の悉皆踏査の記録は、「嶋前神社巡察日記」「嶋後神社巡察日記」として正編に収められていて、それらは種々の論考のなかでしばしば言及され、またいくつかの町村史にも部分的に再録されている。けれども、これらの記録も含めて『隠岐國神社秘録』三巻に収録されている諸資料相互の関連性の解明やその位置づけは、これまでほとんど

どなされてこなかった。

そもそも「隠岐國神社秘録」という名称については、曾根がこれらの文書をひとまとめに筆写しようとしていた同じ頃に、当時の焼火神社宮司松浦静磨も同様に明治初年の神社関係資料を編集集中で、これを「隠岐國神社秘録」と呼んでいたことに由来する、とされる。さらに曾根は、正編巻末の「隠岐國神社秘録について」のなかで、「特に長い日本史の記録上、禁忌とされていた神社神体の状態を記録していることは、この記録の価値を増す所以であり、この記録が二部の転写本の外は一切世に公にされなかった所以でもあった」（二五〇頁）と述べ、これらの記録が従来秘匿されてきたことを強調している。しかし、神体をことさら秘匿すべき対象とみなす視点は、むしろ近代の国家神道あるいは神社神道に由来するものであるようにも思われる。

これらの資料は、そのように近代的な視点が成立する以前の状況を反映しつつ、むしろそのような視点が成立していく過程の一端を示す好個の資料群とみなしうる。自覚的な歴史的観点からすれば、『隠岐國神社秘録』所収の資料群はなんら「秘匿」すべきものではなく、あるいは百五十部の不鮮明な謄写版刷をわずかな公立図書館の書架で「秘蔵」すべきものでもなく、本来「明治初年隠岐島神社調査関連資料」とでも称して広く公開されるべき性質のものである。もっとも現時点では、これらの資料の原本の所在は「億岐家文書」のなかにも確認することができず、これらがまとまった形で記録されていたことはきわめて幸いであつたと言わねばならない。その意味では、曾根の先見性が認められるべきだろう。

ただ、相互の関連も示されないまま放置されてきたことで、『隠岐國神社秘録』所収資料をめぐる「秘匿性」はいっそう増幅されてしまったようにも

思われる。小論では、この「秘匿性」を少しでも減じることに努めたい。明治政府による神社関連施策の地方への波及、あるいはまた「隠岐騒動」以後の廃仏毀釈の背景を考えていく上でも、これらの資料はおそらく貴重な記録となるはずであり、将来のその検討に向けて、基礎的な作業を試みようとするのである。

一 『隠岐國神社秘録』の構成

まずは、謄写版『隠岐國神社秘録』の正編、続編、後編所収文書名をその掲載順に一覧するところから始めたい。後の引用の便宜を計って、それぞれの巻名を色別に表示しておく。

『隠岐國神社秘録』正編（以下、『正』と略記する）

- 〔嶋前神社巡察日記〕
- 〔嶋後神社巡察日記上〕
- 〔嶋後神社巡察日記中〕
- 〔嶋後神社巡察日記下〕
- 〔明治三年三月十一日夕 島後諸社取調雑録〕
- 〔島前旧社取調帳〕
- 〔島後旧社取調帳〕
- 〔両嶋神社再調伺書〕
- 〔嶋前神社取調帳〕
- 〔嶋後神社取調帳〕
- 〔隠岐國神社御改正帳〕
- 〔両嶋廢社伺帳〕
- 〔郷村社新規則〕
- 〔両嶋神社改号帳〕
- 〔宝曆七年 両嶋神社書上帖二冊合綴〕

*奥付Ⅱ「昭和二十八年三月二十五日複写 同年三月三十日発行 発行者島根県総務部（一五〇部限定版）」。また、「郷村社新規則」が忌部正弘の「書写」による以外は、すべて億岐有尚の「記述」によるものであり、「神社取調帳」「旧社取調帳」「巡察日記」については、松浦静磨筆写本、さらに横山弥四郎によるその転写本も参照している、とされる。

『続隠岐國神社秘録』（以下、『続』と略記する）

- 〔国内神名帳〕
- 〔国内神名帳〕
- 〔嶋前神社取調帳〕
- 〔嶋後神社取調帳〕

*奥付はないが、以下の「追記」が末尾に置かれている。「追記 さきに公表した隠岐國神社秘録と同種一連の記録を蒐めて此の集を出すことにしました。正集には大きな補助の力も有りましたが、本集は全くそうしたこともなく、漸くここまで辿りついたことを喜ぶものです。昭和29年6月8日 曾根記」。

『後隠岐國神社秘録』（以下、『後』と略記する）

- 〔嶋前神社巡察録〕
- 〔嶋後神社巡察録〕
- 〔島後諸社取調雑録〕
- 〔隠岐両嶋神社區別帳〕
- 〔隠岐両島郷村社新區別帳〕
- 〔隠岐國神社取調御用控帳〕
- 〔神社取調覚〕
- 〔神社由緒割記〕

*奥付Ⅱ「昭和29年12月28日 島根県総務部地方課謄写」。

【正】には、当時の島根県副知事が「序」を寄せており、さらに先に触れたように、曾根自身によるあとがきとも呼ぶべき「隠岐國神社秘録について」が付されている。けれども【続】【後】も含めて、収録文書についての分析はまったく示されておらず、内容についての解説も一切ない。各文書の配列も、おそらくは曾根自身の考える重要度に基づいて、いわば恣意的に定められているように思われる。

彼は、一九五九年刊行の『隠岐郷土研究』五号に、「隠岐島の神社について」という長文の論考を投稿している。「原始信仰」から出発して、古代、中世、近世と隠岐神道の歴史を辿った力作と言えようが、近代の記述はきわめて簡略であり、『隠岐國神社秘録』の公開を「望外の喜び」（二六頁）と表現しながらも、その内実にはほとんど触れるところがない。「はじめに」でも触れたように、曾根が放置したままになっていったこれらの記録を再構成して、その全貌を少しでも明らかにすることが、小論の目的となるのである。

ところで先に触れたように、現在、隠岐の島町教育委員会で整理中の「億岐家文書」のなかには、これらの資料の原本は見出されていないが、すでに整理の終わっている「忌部家文書」のなかには、対応する文書をいくつか確認することができるので、これを列挙しておく。

- 【忌部家文書】（以下、「忌部」と略記する）内該当文書（数字は隠岐郷土館『忌部家古文書目録』の整理番号である）
- 235 「島後神社取調伺帳」（明治三年）
 - 234 「島後神社取調帳」（明治三年か）
 - 231 「旧社取調之事」（明治三年四月）
 - 244 「両島郷村社新区別帳」（明治五年か）
 - 245 「両島神社改号記」（明治五年か）
 - 239 「郷村社新規則」（明治五壬申年十月五日）

二 『隠岐國神社秘録』の再構成

ここではまず、【正】【続】【後】三巻の『隠岐國神社秘録』に収められた各文書を、その成立順に並べ替えるところから出発したい。なかには成立年代がはっきりしないものも含まれるが、そのおおよその順序は復元可能である。奥書等に示された執筆ないしは書写年月日と氏名、収録巻名と頁数も併せて記しておく。

- (1) 「神社由緒割記」【後】(pp.159-167)「明治二年巳水無月 有尚書」
- (2) 「国内神名帳」【続】(①～④)「明治二巳年七月下旬謄写 杉舎遅翠」
- (3) 「国内神名帳」【続】(⑤～⑧)「明治二巳年八月中旬謄写 榎能舎興長」
- (4) 「嶋前神社巡察日記」【正】(pp.1-30)「明治二年九月二日～二十三日」
- (5) 「嶋前神社巡察録」【後】(pp.1-39)表紙「明治二巳年 国内神社巡察録」
↓(4)と同時期
- (6) 「隠岐國神社取調御用控帳」【後】(pp.130-148)表紙「神社取調御用控帳 明治二年巳九月 杉舎遅翠」
- (7) 「宝曆七年両嶋神社書上帖二冊合綴」【正】(pp.237-246)「明治二年十月 杉舎金翠」
- (8) 「嶋後神社巡察日記上」【正】(pp.31-59)「明治二年十月五日～二十一日」
- (9) 「嶋前神社取調帳」【続】(⑨～⑳)「当巳年村々ヨリ書上之分」↓明治二年、(10)と同時期
- (10) 「島前旧社取調帳」【正】(pp.113-132)「明治二年巳二月一日、大森県出張所大属山根春造殿江差出し 国造億岐臣有尚」
- (11) 「嶋後神社巡察日記中」【正】(pp.60-90)「明治三年二月三日～二十二日」

- (12) 「嶋後神社巡察日記下」【正】(pp.91-98) (明治三年三月十一日～二十一日)
- (13) 「明治三年三月十一日今 島後諸社取調雜録」【正】(pp.100-112) ↓ (12) と同時期
- (14) 「島後諸社取調雜録」【後】(pp.79-93) 表紙「明治三年三月十一日今 島後諸社取調雜録」↓ (13) と同⁽²⁾
- (15) 「嶋後神社巡察録」【後】(pp.39-78) ↓ (11) (12) と同時期
- (16) 「嶋後神社取調帳」【続】(21～48) 「去巳年村々ヨリ書上之分」↓ 明治三年、(17) と同時期、【忌部】²³⁵
- (17) 「島後旧社取調帳」【正】(pp.133-166) 「午四月」↓ 明治三年四月、【忌部】²³¹
- (18) 「神社取調覚」【後】(pp.149-159) 表紙「庚午十月 本県ヨリ来翰等之写並 答書之写」↓ 明治三年十月
- (19) 「嶋前神社取調帳」【正】(pp.175-186) ↓ 明治三年か
- (20) 「嶋後神社取調帳」【正】(pp.187-202) ↓ 明治三年か、【忌部】²³⁴
- (21) 「隠岐両嶋神社区別帳」【後】(pp.94-113) 表紙「両嶋神社区別帳」、
「明治辛未七月念八日 億岐臣有尚」↓ 明治四年七月二十八日
- (22) 「隠岐両島郷村社新区別帳」【後】(pp.114-129) 表紙「両島郷村社新区別帳」、裏表紙「忌部正幸」↓ 明治五年か、【忌部】²⁴⁴が原本
- (23) 「両嶋神社改号帳」【正】(pp.230-236) ↓ 明治五年か、【忌部】²⁴⁵
- (24) 「両嶋廢社同帳」【正】(pp.219-225) ↓ 明治五年か
- (25) 「隠岐國神社御改正帳」【正】(pp.203-218) 「右明治五年壬申 鳥取県管轄之砌改正也 億岐有尚謹写」
- (26) 「郷村社新規則」【正】(p.225-229) 「壬申十月五日 社寺方」↓ 明治五年十月五日、【忌部】²³⁹が原本
- (27) 「両嶋神社再調伺書」【正】(pp.167-174) 「明治六年三月」↓ 吉岡倭文 磨・高梨正方・億岐有尚の連署

* (22) から (26) までの文書はほぼ同時期に成立したと思われるが、内容

から見てもこのような順に並べることができるだろう。

もとより、このように年代順に並べ替えただけでは、まだ各文書の意味、相互の関連は不明確なままである。一つには明治初年の政府による神社関連施策の展開、今一つには隠岐島の動向をある程度ふまえた上で、さらに各文書の内容を概観したい。

三 明治政府の神社関連施策と隠岐島の動向

次頁は、明治二年から六年にかけてを中心し、明治政府の神社関連施策と隠岐島の動向を簡単に整理して、これを『隠岐國神社秘録』所収の各文書の成立年代と対比させた略年表である。本節以降は、もっぱらこの表によりながら論を進めていく。⁽³⁾

まず、慶応四年三月二十八日の太政官による布告「仏語ヲ以テ神号ト為ス神社ハ其事由ヲ録上セシメ及仏像ヲ以テ神体ト為ス神社ヲ改メ社前ニ仏像仏具アル者ハ之ヲ除去セシム」では、

一 中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以テ神号ニ相称候神社不少

候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事……

一 仏像ヲ以テ神体ト致候神社ハ以来相改可申候事

と述べられて、神仏分離の原則が打ち出される。しかし神仏分離を断行するためにも、神社の実態を把握する必要がある。明治政府がしばしば各藩府県に神社調査を命じた所以である。たとえば明治元年十二月二十日の行政官による布告「……式内神社及式外ト雖モ大社ノ分ハ府藩県ヨリ審査録上セシム」では、

明治初年隠岐島神社調査関連略年表

年	月	日	明治政府の神社関連施策等	隠岐島の動向	『隠岐國神社秘録』所収文書
慶応4 (1868)	3	.19 .28	「仏語ヲ以テ神号ト為ス神社ハ其事由ヲ録上セシメ及仏像ヲ以テ神体ト為ス神社ヲ改メ社前ニ仏像仏具アル者ハ之ヲ除去セシム」(太政官)	「隠岐騒動」による島民自治	
明治1	11 12	.6 .20	「神職継目ハ所部府藩県ヨリ申請シ式内神社及式外ト雖モ大社ノ分ハ府藩県ヨリ審査録上セシム」(行政官)	鳥取藩預地となる	
2	2 5-7 6	.25 . .10	「神職神葬祭社僧復飾ハ申請ヲ須ヒス神職継目社僧別当復飾称号ハ府藩県ヨリ神祇官ニ申請セシメ及式内社其他大社等ヲ録上セシム」(達)	隠岐県設置(知県事真木直人) 激しい廃仏毀釈	
	6 7下旬 8 8中旬 9	.2 .23		大森県の管轄となる	(1)「神社由緒割記」 (2)「国内神名帳」 (3)「国内神名帳」 (4)「嶋前神社巡察日記」 (5)「嶋前神社巡察録」 (6)「隠岐國神社取調御用控帳」 (7)「宝暦七年両嶋神社書上帖二冊合綴」 (8)「嶋後神社巡察日記上」 (9)「嶋前神社取調帳」 (10)「島前旧社取調帳」
	10 12	.5-21 .18			
3	1 2 3	.9 .3-22 .11-22 .11-		浜田県の管轄となる	(11)「嶋後神社巡察日記中」 (12)「嶋後神社巡察日記下」 (13)(14)「島後諸社取調雜録」 (15)「嶋後神社巡察録」 (16)「嶋後神社取調帳」 (17)「島後旧社取調帳」 (18)「神社取調覚」
	4 10 閏10	.28	「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」(太政官布告)		(19)「嶋前神社取調帳」 (20)「嶋後神社取調帳」
4	4 5 7 7 10 11 12	.4 .14 .4 .14 .28 .3 .15 .17	「戸籍法」 「官社以下定額及神官職員規則」(太政官布告) 「郷社定則」・「大小神社氏子調」・「大小神社神官守札差出方心得」(太政官) 廃藩置県 「宗門人別帳ヲ廃ス」(大蔵省)	水若酢神社、国幣中社に列格 鳥取藩預地 鳥根県の管轄となる 鳥取県の管轄となる	(21)「隠岐両嶋神社區別帳」
5	1 10	 .5	「府県郷村社取調雛形」(神祇省布達)		(22)「隠岐両島郷村社新区別帳」 (23)「両嶋神社改号帳」 (24)「両嶋廢社伺帳」 (25)「隠岐國神社御改正帳」 (26)「郷村社新規則」
6	3 5	.29	「氏子調施行ヲ停ム」(太政官布告)		(27)「両嶋神社再調伺書」
9	8	.21		鳥根県の管轄となる	
11	7 9	.27 .9	「郡区町村編制法」 「社寺取扱概則」(内務省達)		
12	6	.28	「神社寺院及境外遙拜所等明細帳書式」(内務省達)		

*宮地正人作成「宗教関係法令一覧」(『日本近代思想大系5 宗教と国家』岩波書店、1988年)等による

一延喜式神名帳所載諸国大小之神社現存之分ハ勿論之儀衰替廢絶之向等所部之府藩県ニテ精々取調確定之上可申出事
一式外ニテモ大社之分且即今府藩県側近等ニテ崇敬之神社ハ是又可申出事

とされ、また明治二年六月十日の達「……式内社其他大社等ヲ録上セシム」でも同様の要請がなされている。

一先達テ布告有之候延喜式神名帳ニ所載諸国大小之神社並ニ式外ニテモ大社之分或ハ即今府藩県側近ニテ崇敬之神社等精シク可申出事
一諸国神社 勅願所ノ分由緒社伝御奉納之品等巨細取調可差出事

式内社を中心にして、「大社」や「府藩県側近ニテ崇敬之神社」の詳細な調査が求められているのであるが、類似した内容の布告が繰り返されているところからも、実際の調査は難航していたことが窺える。

明治三年閏十月二十八日の太政官布告「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査定条件ヲ定ム」では、建物・祭神・勸請年・神位・祭日・社地・勅願所・社領・撰社末社・社中職名等、詳細な調査項目を設定し、同年十二月を期限内に各府藩県に報告を求めている。期限内に提出できた府藩県は少なかったと思われるが、その報告は「大小神社取調書」と呼ばれて、最終的にはかなりの数が提出されたと推測される。ただ、提出された原本は焼失して残っていないため、その全貌は不明である。⁵⁴

おそらくはこれら一連の実態調査の結果をもふまえつつ、明治四年になると、明治政府の神社施策は一つの画期を迎えることになる。四月四日制定の「戸籍法」に基づく大区小区制を前提として、江戸時代の寺請制度に代わる氏子調を創設するために、新たな神社制度が模索されていくのである。まず五月十四日の太政官布告「官社以下定額及神官職員規則」では、官国幣社の「官社」⁵⁵以外に「府藩県崇敬之社」として府社・藩社・県社、さらに「郷邑

産土神」として郷社が定められる。その上で、明治四年七月四日には太政官布告の「郷社定則」が示され、ここでは郷社は次のように規定されたのであった。

一郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス假令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ一所各三ヶ村五ヶ村ヲ氏子場トス此五社ノ中式内カ或ハ従前ノ杜格アルカ又ハ自然信仰ノ帰スル所カ凡テ最首トナルヘキ社ヲ以郷社ト定ムヘシ余ノ四社ハ郷社ノ附属トシテ是ヲ村社トス……

ここで言う「戸籍区」は、「戸籍法」で指定された地区単位であり、この「戸籍区」毎に郷社が一社と、その附属として複数の村社が指定されることになった。「郷社定則」が布告された同じ七月四日には、新たな戸籍制度の一環をなす「大小神社氏子調」・「大小神社神官守札差出方心得」も示されている。さらに明治五年一月に神祇省から布達された「府県郷村社取調雛形」に基づいて「府県郷村社別調」が各府県に求められることになる。⁵⁶これにより、地域社会のなかに所在する神社の、郷社と村社への格付けが行なわれたのである。このような郷社制度のもとでの神社の再編は「神社改正」と呼ばれ、こうして数カ村にまたがって氏子をもつ郷社と各村に所在する村社という新たな枠組みが登場するのである。

けれども氏子調による戸籍制度は結局定着せず、明治六年五月二十九日には廃止される。郷社制度の前提であった大区小区制も、明治十一年七月二十七日の「郡区町村編制法」の制定によって消滅し、この結果、官国幣社と府社・県社・郷社・村社という神社のヒエラルキーだけが、戸籍制度とは切り離された純然たる杜格制度として残されたのである。その一応の区切りを付けたのが、明治十一年九月九日の「社寺取扱概則」であり、さらには明治十二年六月二十八日の内務省達に基づく「神社明細帳」の作成であった。これ以降、この「神社明細帳」に記載されたもののみが、「神社」として公認されることになる。

一方でこの時期、隠岐島の所属はめまぐるしく変転を遂げる。江戸時代、松江藩の預地であった隠岐島では、慶応四年三月十九日、三千名の島民が蹶起して松江藩の郡代を放逐し、「会議所」や「総会所」などの自治組織を設ける（いわゆる「隠岐騒動」）。五月の松江藩による武力行使と撤退を挟んで、十一月には鳥取藩の預地となるが、翌明治二年二月、隠岐県が設置される。知県事は真木直人（一八二一—一九〇一）、勤王派の志士として著名な久留米水天宮祠官真木和泉の実弟であった。同年五月から七月にかけては、松江藩に与したとみなされた寺院に対する廃仏毀釈が激化する。その後八月二日、隠岐県に旧銀山領と旧浜田藩領を併せて大森県が設置され、真木は権知事となって大森に移る。明治三年一月の浜田県への改称を経て、隠岐島は明治四年十二月から鳥取県の管轄となるが、最終的に明治九年八月に島根県の管轄となる。

このようにめまぐるしく変化する明治初年の状況を念頭に置いた上で、『隠岐國神社秘録』所収の文書群を概観しつつ、神社調査とその帰結を探ってみよう。

四 『隠岐國神社秘録』の概要——神社調査とその帰結

1 準備作業

冒頭でも触れたように、一連の文書が作成された最大の契機は、明治二年九月から翌年三月にかけて、隠岐島全域にわたって実施された神社・小祠の悉皆踏査であった。これに関しては水若酢神社宮司忌部正弘による次のような証言がある。

明治二年己巳九月神社取調御役所ヨリ被仰付億岐氏松浦氏共三人両島小社迄モ不残取調神体等モ改メ仏体等ハ取除キ明細ニ検査イタシ明治三年三月迄ニ相済ム。

これによると、廃仏毀釈の動きが一段落した明治二年九月、「御役所」の命によって「神社取調」がなされたことになる。しかしながらその準備はそれ以前からすでに始まっていた。

たとえば（1）「神社由緒割記」『後』は、総社（玉若酢命神社）所蔵の「神名帳」——『隠州視聽合紀』（一六六七年）にも収められている——をはじめとして、隠岐国の式内社や周吉郡所在の神社、さらには諸国の一宮や二十二社等に関して、億岐有尚がまとめた手控えである。それは、神社・小祠踏査の前提となる基礎知識を整理したものと見ることができ。事実、（2）（3）「国内神名帳」『統』は、（1）所収の「神名帳」所載一〇八社にさらに八社を加えて、神社・小祠踏査の基本台帳にしたものである。これら一六社は、おそらく中世以前にまで遡る古社であり、この当時は大半の所在がすでに分からなくなっていた。踏査の目的の一つは、「国内神名帳」所載古社の確定に向けられていたのであった。（2）は杉舎遅翠——おそらく億岐有尚の号か——が、また（3）は榎能舎興長＝松浦十郎が、踏査前に「謄写」して、実際の踏査結果を書き込んでいったものである。さらに（7）「宝曆七年両嶋神社書上帖二冊合綴」『正』も、島後での踏査を前に、江戸時代の隠岐国の神社書上を書写したものであり、これもまた踏査の準備作業の一端であった。

2 踏査の実際

さて、踏査の実際はさしあたって、（4）「嶋前神社巡察日記」『正』、（8）「嶋後神社巡察日記上」『正』、（11）「嶋後神社巡察日記中」『正』、（12）「嶋後神社巡察日記下」『正』に窺うことができる。これらは億岐有尚が記した日録であり、村々の公文宅に泊りながら、各地の神職の案内による踏査の旅程を辿って、小祠の所在地や神体のありさまなど、当時の生々しい状況を伝えている。とりわけ（4）の記述を見ると、億岐たちは、島後の「社寺方」や「裁判所」とも密に連絡を取りながら、神社から「仏体仏器」を除去する指示まで下している。踏査の今一つの目的は、言うまでもなく神仏分離の徹

底にあった。

しかしながら当時の生々しい状況描写はさておき、踏査の直接の結果は、(5)「嶋前神社巡察録」**〔後〕**、(13)「島後諸社取調雜録」**〔正〕**、(15)「嶋後神社巡察録」**〔後〕**にまとめられている。とりわけ(5)と(15)では、大社・中社・小社・小祠の別、所在地、呼称、「宮守」ないしは「里中」等の祭祀主体、「縁日」、勧請の由来、氏子、境内や社殿の様子、ことに神体に関して、村毎に詳細な記述がなされる。ただ、前者では島前全一三ヶ村のうち宇受賀村と福井村の記載を欠き、後者では島後全四九町村のうち二六村分の記載しか含まれていない。

他方で、この「神社取調」中に億岐らが「社寺方」や「裁判所」とのあいだに交わした書簡の控えや調査の覚書等をまとめたものが(6)「隠岐國神社取調御用控帳」**〔後〕**である。そのなかには、島前の踏査中に隠岐県が廃されて大森県の管轄に移ることになったという通知や、あるいは島前の踏査が終了した段階での検討事項の報告等も含まれていて興味深い。たとえば「一仏具之内古代之奉納経文等珍敷品者如何所置可仕候哉之事」(**〔後〕**一三八頁)といった文言には、単なる廃仏一辺倒ではない、億岐たちの柔軟な一面を読み取ることもできよう。表紙には「神社取調御用控帳 明治二年巳九月 杉舎遅翠」とあるが、踏査の最終結果に基づく神社の合計数や、明治六年の「再調」に関する記載も見られ、おそらくは億岐有尚が踏査後も順次書き加えていった「控帳」なのであろう。

3 「神社取調帳」と「旧社取調帳」

さて、これら一連の踏査結果の、一応の報告となるのが、(9)「嶋前神社取調帳」**〔統〕**と(10)「島前旧社取調帳」**〔正〕**(明治二年十二月)、ならびに(16)「嶋後神社取調帳」**〔統〕**と(17)「島後旧社取調帳」**〔正〕**(明治三年四月)であった。「神社取調帳」と「旧社取調帳」両者の性格は、(10)の末尾に置かれた以下の記述に明らかである。

覚

島前神社取調帳 一冊

是ハ諸社不殘書記タル帳なり

島前旧社取調帳 一冊

右二冊 袋入

明治二年巳十二月十八日

大森県出張所大属山根春造殿江差出し

国造隠岐臣有尚(花押) **〔正〕** 一三三頁

すなわちここでの「神社取調帳」は、(5)や(15)の「巡察録」の詳細な記述を簡潔にまとめ、すべての社の所在地、呼称、神体、大社・中社・小社・小祠の別、祭祀主体(「宮守」・「村持」・「村中」・「神主」等)、氏子を挙げ、さらに「旧社」・「△依旧」・「□合祀」・「┘廢社」・「無印御伺」の五つのカテゴリーに分けて、村毎にその数を載せている。この結果、(9)の末尾では「惣計三百拾社 但書上社百二十八社 内 〇四十一社 △七十三社 □三十社 〓百五十八社 御伺八社」**〔統〕** 21、また(16)の末尾では「惣計六百六十三社 但書上社式百九十社 内 〇七十四社 △百五社 □九十五社 〓三百八十社 御伺九社」**〔統〕** 48と述べられる。これを要するに、島前では神職等による書上から把握されるかぎりでは一八社であったものが、踏査の結果総計三一〇社に上り、そのうちの過半にあたる一五八社の廢社が求められている。同様に島後では書上から把握されるのは二九〇社であったものが、総計六六三社に上り、こちらも過半を上回る三八〇社の廢社が要請されている。まさに、悉皆踏査の現状把握に基づくかなり過激な神社整理の提案と言えよう。その記述は、隠岐島における以後の一連の神社整理の基礎資料と位置づけることができる。

これに対して「旧社取調帳」は、「旧社」について詳細に報告するものであった。(10)「島前旧社取調帳」の冒頭に掲げられた「旧社」の規定は次の

通りである。

旧社取調之事

- 一、国内神名帳ニ所載の一百十六社を旧社と相定申候事
- 一、旧社之内所在儘ニ相知居候茂有之、又今般取調之上相分り候茂有之申候事
- 一、地名等之懸り有之分ハ押当を以、考定候得共、更に因拠無之分者村々ニ於て大社或者其村其里之産神と崇敬いたし來候社と合祭ニ仕候事（『正』 一一三頁）

すなわち「旧社」とは、本節の1で見た「国内神名帳」所載の一一六社を指すのであるが、所在不明のものが多いため、地名等から「押当」、また「因拠無之分」は各村の「大社」ないし「産神」と覚しき社に「合祭」した、というのである。こうして島前では四一社、島後では七四社の「旧社」が記載されることになる。ここでは、その代表例として水若酢神社と玉若酢命神社の記述を、(17)「島後旧社取調帳」『正』から引用しておく。

一宮村

一宮大明神 神主 一宮大宮司

人家より三四丁許も隔て社地広く大松並立て清々しき社なり、大社ニて拝殿随神門參籠所等あり、五箇ノ庄の惣社なり、社のさまの神々しさ両島ニたぐひなし、社領高十石御免除地八畝造宮五箇十一ヶ村懸り、棟札ハ明応年中也、御神体内殿二座何れも御長二尺位ノ座像古作にて尊き御像也、又七寸許なる石体もあり、質も色も異なる石なり、又外殿ニ冠袍の像二座あり、続日本後紀ニ云承和九年九月乙巳隠岐國穩地郡水若酢命預名神と云々昨酢字の形よく似たれハ写し誤れるなるべし式に穩地郡水若酢命ノ神社名神大とありて、即此社なること昔より定かにしられて論もなしざるを国内神名帳ニ水若酢明神を都万院ニ載せたるはいかなる由

にか今考へ得ず、此例外ニもあり（『正』 一四一頁以下）

惣社村

總社大明神 神主 總社国造

里中ニ在、社地広く杜大也、諸木生茂れり、中にも杉の大木周り八尋許両島に類なき木也、大社ニて拝殿、玉垣、随神門、參籠所等あり御神体中央秘宮也、長一尺七寸位、幅一尺三寸位厚サ一尺位、昔より開きし事なしといへり、されど社司の年六十以上ニもならハ百日の潔齋して開くべしと申伝たり、又一尺三寸位なる冠袍ノ座像一座古作也、左に八寸位なる冠袍ノ男神一座、女神一座、是を須佐之男命、稲田比賣命也と申伝たり、右ニ狩衣の男神一座女神一座何れも九寸位の立像也、是を須勢理毘賣命事代主命也といへり、又一尺三寸位ノ神鏡一面あり、神宝ハ駅路鈴二口方二寸許の鑄印一面禁裏より拝領ノ辛櫃（マ）一口、黄金一枚此外懐紙類奇石類等数品あり、社領高十石御免除地国造江八畝、祿宜江三畝、祠官江二畝合て一反三畝あり、新造宮は兩郡四十九ヶ村懸り、修覆は兩郡より米五石出し、其余の入費ハ周吉郡の内廿六ヶ村にて償ふ旧例也、棟札ハ正和元年建立とあり、式二周吉郡玉若酢命神社とある是なり、国内神名帳にも玉若酢大明神とあり、今も世人のさやうにも称へ奉る也、ざるを總社大明神といへハ一國の總社なる由の名なるからは是をたけきことニおもひて中比より常に惣社とのみ称へしなるべし、さて終ニ村の名にさへおほせしならん（『正』 一六二頁以下）

踏査に當つた忌部正弘や億岐有尚が、みずから勤める神社をどのようにとらえていたかが窺えて興味深いが、水若酢神社や玉若酢命神社のように由緒ある神社でも、神体として多数の神像が安置され、しかもそれが当然であるような筆致は、現在から見るとかなり奇異にも映る。

しかしながらいずれにせよ、神仏分離の徹底と「国内神名帳」所載古社の確定という、明治初年隠岐島神社調査の当初の目的は、神社整理の基礎

資料としての「神社取調帳」と「旧社取調帳」——「旧社」の比定にはかなりの推測が含まれていたにしても——の「御役所」への提出という形で、明治二年の年末から翌三年の四月にかけて、一応の達成を見たと言えよう。

4 ふたたびの「神社取調帳」

けれども明治三年十月になると、新たな局面が訪れる。まず注目したいのは、(18)「**神社取調覚**」**『後』**である。この時点で隠岐島は浜田県の管轄下にあったが、この「覚」は、神祇官から提出を求められていた「式内神社大社其外側近崇敬之社等届出」に関して、浜田県の「本庁庶務課」とのあいだで十月から閏十月にかけて交わされたやりとりの写しである。神祇官の要請がいつの時点のものなのかは判明ではないが、石見の神職三浦正道¹⁶⁾の意見によれば、隠岐国では式内社一五社（一六座）以外に「大社」として五四社が挙げられているのに対して、「石見ノ大國」では全部で六三社しか挙げられておらず、同じ県の報告としていささか均衡を欠く内容ではないか、というのである。これに対して松浦興長（十郎）・忌部正弘・億岐有尚三名の連署で、隠岐島における「神社取調」が、そもそも「国内神名帳」所載の「旧社」の確定をめざすものであり、そこで用いられた「大社」のカテゴリーが、三浦の解する「大社」とは異なっていた等の弁明がなされる。けれども結局、式内社一五社以外の「式外大社」としては、美田村の「焼火社」、都万村の「高田大明神」、元屋村の「八王子社」、また「隠岐国府側近崇敬之社」として八尾村の「國府尾八幡宮」の都合四社のみが再提示されることになる。

この選定を受けて書き出されたのが、(19)「**嶋前神社取調帳**」**『正』**と(20)「**嶋後神社取調帳**」**『正』**であった。両者は前出の(9)ならびに(16)と同名であるが、その内容は大きく異なっている。(9)と(16)が、悉皆踏査に基づいて各村の小祠に至るまでもれなく記述した報告であったのに対し、(19)と(20)は、(18)の書簡で選定された一九社を、島前、島後それぞれにまとめ、さらに小論の三節で触れた、明治三年閏十月二十八日の太政

官布告の様式に準ずる形で記述したものである。言い換えれば、前出の「神社取調帳」は、ある意味では隠岐国独自の観点から書き出されたものであったが、ふたたびの「神社取調帳」は、明治政府の神社施策に直接沿う形で、「式内神社大社其外側近崇敬之社」を、太政官布告への回答として書き出すものであった。両者の成立はわずか半年を隔てるにすぎないが、その内実の隔たりはきわめて大きい。それは、明治政府による神社施策の地方への浸透を鮮やかに示していると言えよう。

5 「森神」をめぐる

郷社制度が定められた直後の明治四年七月二十八日には、億岐有尚が、(21)「**隠岐両嶋神社區別帳**」**『後』**を浜田県に提出している。興味深いのはその冒頭部分である。

本県ヨリ到来雛形之写
社数
内
大社 何所
撰社 何所
末社 何所
小社 何所
森神 何所

右先般当所調査之雛形送候後右之通相改候ニ付御再調有之度尤式内外崇敬社卜別段願スニ不及候事

右之通七月廿三日庶務掛申来り翌日出府取調致ス尤森神者急速ノ間ニ合不申旨演説候処此分者除置可然様村上史生ノ談判有之ニ付任其意同廿七日迄ニ左之通抄出いたし即雛形之通認差出候（**『後』**九四頁）

浜田県の庶務係から、以前送付した雛形が変更になったので、新しい雛形

によって改めて報告せよとの要請があったのだが、変更点は「小社」と「森神」の項目の追加であった。「森神」に関しては急なことで間に合わないとしてこれを「除置」き、所在地名と社名とを村毎に簡潔に書き上げ、「小社」のカテゴリに対応して急遽提出することになったのだが、実はこの変更は、石見部における神社調査の動きと連動している。

註(3)でも触れたが、旧津和野藩領——津和野藩は明治四年六月二十五日に浜田県に編入されている——を除く石見部では、明治三年閏十月二十八日の太政官布告に基づいて、浜田の国学者藤井宗雄(一八二二—一九〇六)を中心に独自の神社調査が行われていた。藤井の『自記年表』¹⁷⁾によれば、彼は明治三年十一月十二日に「管内大小ノ神社取調方ヲ申付ラレ」、翌明治四年十一月二十日に「神社明細帳十五冊」「神社総括書上一冊」等の報告を提出している。¹⁸⁾藤井はみずから踏査に赴くとともに、詳細な雛形を作成して各村から書上を提出させるのだが、そこに、太政官布告に基づく項目に加えて「小社」と「森神」の項目を付け加えたのである。時期的に見ても、浜田県による雛形の変更は、藤井の新方針を反映するものだったと考えられる。「森神」とは要するに、山野に所在する樹木や叢林に祀られた神々の総称であり、津和野藩の国学者岡熊臣(一七八三—一八五一)の著作で用いられていたものを、藤井宗雄が採用したと考えられる。¹⁹⁾後に民俗学者の直江広治が取り上げて、これを学術チームとして用いていくことになるのだが、少なくとも明治三年の時点では、億岐たちには未知の言葉として受け止められただけである。しかしながら、いずれも明治初年の神社調査の記録が豊富に残されている隠岐と石見の具体的な接点を示すケースとして、この「森神」概念をめぐる対応は意義深い。「浜田県」という同じ行政区分のなかで、ほぼ同時期に展開されていた藤井たちの試みと億岐たちの試みを比較することを通じて、明治初年の日本における神社概念の具体相を考察する糸口がつかめるようにも思われるのである。²⁰⁾

6 隠岐島における「神社改正」

さて、『隠岐國神社秘録』の文書群も、明治五年に最後のピークを迎えることになる。明治五年一月の神社省布達「府県郷村社取調雛形」に準ずる形で、(22)「隠岐両島郷村社新区別帳」²¹⁾「後」が作成される。これは、各区毎に郷社・村社・撰社²²⁾を定めた上で、さらにその社名を全面的に改め——たとえば神仏習合的な色彩の濃い呼称である権現・明神号を除去し、牛頭天王や妙見等仏教的色彩の神名を変更したりする——、所在地、旧社名と併せて、担当神職毎にまとめて記したものである。その末尾には次のようにある。

島後神社取調惣計
六百六十三社

島前同

三百拾社

合計九百七十三社ノ処

鳥取県ヨリ取調定済ノ上

島後分 百四十八「九」社ニナリ

島前分 六十一社ニナル

合計 式百九「十」社ニ減少ス(「後」一二九頁)

* 「」内は正しい数字を示す。

島後六六三、島前三一〇、合計九七三社は、すでに(16)「嶋後神社取調帳」²³⁾と(9)「嶋前神社取調帳」²⁴⁾に見えた数であり、明治二年から三年にかけての神社調査の結果がそのまま用いられている。郷社制度の「神社改正」によって、それが最終的に二一〇社の「神社」に整理された、ということになる。これに付随して(23)「両嶋神社改号帳」²⁵⁾「正」では、(22)の対象とならなかった小祠のうちで改称したものを網羅し——島前四五社、島後四八社²⁶⁾、また(24)「両嶋廢社何帳」²⁷⁾「正」は、同様に主に仏教系の小祠——島前一三社、島後五六社——の廢止処分を提案している。²⁸⁾

このような「神社改正」の、鳥取県——明治四年の年末に浜田県から管轄

が変わっていた——への最終的な報告が、(25)「隠岐國神社御改正帳」**『正』**であった。これは、(22)「隠岐両島郷村社新區別帳」**『後』**から担当神職名の記載を除き、村毎にまとめ直したものである。さらに(25)に基づいて、明治五年十月、(26)「郷村社新規則」**『正』**が制定されることになる。その前半は、郷社の「祠官」と村社の「祠掌」とが遵守すべき祭祀の規範を「社寺方」が定めたものであるが、原本の**『忌部』**239を見ると後半は筆跡が変わり、国幣社・県社・郷社・撰社における神職の規定や、(25)「隠岐國神社御改正帳」**『正』**に関する神職向けの解説等が記されている。

この(26)「郷村社新規則」では、隠岐島の神社について次のように総括されていた。

隠岐国改正現在神社惣計式百拾壹社⁽²⁹⁾

内氏神「百」式拾八社 氏子有之分

此内二而

水若酢神社 穩地郡一宮村

玉若酢神社 周吉郡惣社村

県社二而茂百拾式区之郷社ヲ兼ヌ

第百八区之郷社

由良比女神社 知夫郡浦郷村

〔第百九区之郷社〕

宇受賀命神社 海士郡宇受賀村

第百拾区之郷社

伊勢命神社 穩地郡久見村

水若酢神社モ同区内ナレトモ国幣社ハ別格社也

第百拾一区之郷社

水祖神社 周吉郡八尾村

右六社ヲ除之外

氏神之分百式拾式社ヲ村社トス

無氏子八拾三社ヲ 撰社トス**『正』**二二七頁以下

*「」内は欠落部分を補っている。

明治六年三月の(27)「両嶋神社再調伺書」**『正』**による修正はあるものの、右に挙げた総括が、明治二年以降の隠岐島における神社調査と、それに続く神社整理の一連の取り組みの、最終的な帰結と言えるだろう。

おわりに

以上で、『隠岐國神社秘録』の全貌はほぼ明らかになったと思われる。以下、簡単に振り返っておきたい。

おそらくは明治二年五月に隠岐県から命じられて、億岐有尚・忌部正弘・松浦十郎の三名が、島前、島後の神社・小祠の悉皆調査を、明治二年九月から翌年三月にかけて実施する。(1)「神社由緒割記」**『後』**、(2)「(3)「国内神名帳」**『続』**、さらに(7)「宝曆七年両嶋神社書上帖二冊合綴」**『正』**は、この調査のために、以前からの資料をまとめたり書写した準備作業の所産であった。調査の具体的な状況は、(4)「嶋前神社巡察日記」**『正』**、(8)「嶋後神社巡察日記上」**『正』**、(11)「嶋後神社巡察日記中」**『正』**、(12)「嶋後神社巡察日記下」**『正』**の記録によって知ることができる。さらに調査の直接の成果は、(5)「嶋前神社巡察録」**『後』**、(13)「島後諸社取調雜録」**『正』**、(15)「嶋後神社巡察録」**『後』**にまとめられている。また、調査中の書簡や覚書をまとめたものが(6)「隠岐國神社取調御用控帳」**『後』**である。

この神社調査に基づく報告が、明治二年十二月大森県提出の(9)「嶋前

神社取調帳』**〔統〕**と(10)「島前旧社取調帳」**〔正〕**、ならびに明治三年四月浜田県提出の(16)「嶋後神社取調帳」**〔統〕**と(17)「島後旧社取調帳」**〔正〕**であった。これらの「神社取調帳」では、島前三二〇、島後六六三、合計九七三社の神社・小祠が網羅され、「旧社取調帳」では、島前四一、島後七四、合計一一五社の「旧社」＝「国内神名帳」所載古社の状況が詳述される。

明治三年十月には、浜田県本庁との書面のやりとり——(18)「神社取調覚」**〔後〕**所収——を通じて、隠岐全体の式内社ならびにこれに準ずる「大社」一九社が選定され、これに基づいて、明治三年閏十月二十八日の太政官布告への回答として、(19)「嶋前神社取調帳」**〔正〕**と(20)「嶋後神社取調帳」**〔正〕**が作成される。

明治四年七月には、浜田県から示された新たな「雛形」——「小社」「森神」の項目が付加された——に基づいて、(21)「隠岐両嶋神社區別帳」**〔後〕**が作成される。そこには、藤井宗雄による石見部での神社調査との接点を見出すことができる。

明治五年になると、前年に開始された「神社改正」＝郷社制度に対応すべく、一連の文書が作成される。各区の郷社と村社を定めた(22)「隠岐両島郷社新区別帳」**〔後〕**がその中心だが、これに付随して、残された小祠に係る(23)「両嶋神社改号帳」**〔正〕**と(24)「両嶋廃社伺帳」**〔正〕**も作成された。それらをふまえて鳥取県に提出された報告が、(25)「隠岐國神社御改正帳」**〔正〕**である。これにより、当初の神社調査で明らかとなった九七三社のうち、国幣中社一、県社一、郷社四、村社一二二、撰社八三、合計二一一社の社格が確定したのであった。さらに明治五年十月には、(26)「郷社新規則」**〔正〕**が制定され、明治六年三月の(27)「両嶋神社再調伺書」**〔正〕**による修正はあるものの、明治二年の神社調査以来の一連の取り組みに、一応の決着がつけられたのであった。

このように『隠岐國神社秘録』所収の資料を年代順に読み解くことによつ

て、「国内神名帳」所載古社の確定と神仏分離の貫徹をめざして企画された神社・小祠の悉皆踏査に始まり、その後の明治政府による神社施策にその都度対応しながら、最終的には「神社改正」により、画一的な郷社制度＝近代の社格制度へと組み込まれていく、隠岐島における一連の過程が浮かび上がってくる。

もちろん、この過程をさらに解明するためには、よりいっそうディテールを詰める必要がある。たとえば個々の神社・小祠の変遷の具体的な分析や、関連する県レベルでの公文書の探索と関連づけといった、地道な作業を積み重ねていかねばならないだろう。小論が、そのような将来の作業に向けての一里塚となれば幸いである。

註

- (1) 松浦康磨「島前村々神名記 両嶋神社書上帖」『島前の文化財』九、一九七九年、五八頁。『隠岐國神社秘録』**〔正〕**、九八頁も参照のこと。
- (2) (13)と(14)が同一であることは、さすがに曾根も気付いたようで、**〔後〕**末尾に収められた「隠岐國神社秘録総目録」のなかでは**〔後〕**の「島後諸社取調雜録」は「(重出)」とある。
- (3) 明治初年の政府による神社関連施策について小論で主に参照したのは、米地実『村落祭祀と国家統制』(ミネルヴァ書房、一九七七年)の第四章「村落所在神社と国家統制」、森岡清美『近代の集落神社と国家統制——明治末期の神社整理』(吉川弘文館、一九八七年)の補論一「明治初年における集落神社の制度的改革」、森岡清美「明治初年における小祠処分と無格社」(下出積典編『日本宗教史論纂』「桜楓社、一九八八年」所収)、櫻井治男『地域神社の宗教学』(弘文堂、二〇一〇年)の第一章「近代日本の神社信仰と地域社会」ならびに第二章「明治初期の「神社」調べ」である。
- (4) 内務省編『特選神名牒』(磯部甲陽堂、一九二五年)の冒頭に置かれた「特選神名牒編纂次第」による(同書、五頁)。
なお、法令等からの引用は、主に内閣官報局編『法令全書』に依拠した宮地正人作成「宗教関係法令一覽」(『日本近代思想大系』5 宗教と国家「岩波書店、一九八八年」)による。

ちなみに、「大小神社取調書」の控えは各地に残されているはずであるが、これ

- に関する研究はあまりない。櫻井前掲書の第三章「明治初期の「神社」調べと地域神社——明治四年鳥羽藩「神社取調」の分析から」はその数少ない例である。島根県の場合、津和野藩を除く石見部では、浜田の国学者藤井宗雄を中心とした独自の調査——神社以外に「小社」「森神」の項目を立てる——が行なわれ、その結果は石見各郡の「神社書上帳」として島根県立図書館蔵「寺社史料」のなかに残されている。この点については後にも触れるが、さしあたって拙稿「石見地方の「森神」をめぐる——明治初年「神社書上帳」を手がかりに」（山陰民俗学会『山陰民俗研究』一五、二〇一〇年）を参照されたい。
- (5) ちなみに一宮村の水若酢神社が国幣中社に列せられたのも、この布告によってであった。
- (6) 米地実前掲書、二三二頁。
- (7) 明治初年における隠岐島の動向について小論で主に参照したのは、隠岐支庁編『隠岐島誌』（一九三三年・覆刻版）名著出版、一九七二年）、永海一正『近世隠岐島史の研究』（報光社、一九七二年）、内藤正中／藤田新／中沼郁『隠岐国維新史——隠岐騒動の再評価』（山陰中央新報社、一九八六年）である。
- (8) 大塚武松編『百官履歴 下』（日本史籍協会、一九二八年）によれば、真木は明治三年九月五日、浜田県の権知事職を辞している。なお、真木直人の事績については、藤田新「真木直人日記抄——隠岐知事背景を考える」（『隠岐の文化財』六、一九八八年）も参照されたい。
- (9) 忌部正弘「明治三年庚午十一月 忌部正弘始テ記ス 必要記」（『忌部』233）。
- (10) 実際、後にも触れるが、(18)「神社取調覚」『後』に収められた明治三年閏十月の松浦十郎・忌部正弘・億岐有尚連署の書簡には、「抑当地神社取調之儀ハ昨五月被仰出当春迄「相済御帳差出候」の文言も見られる（『後』一五六頁）。明治二年の「五月」に「仰出」されたのだとすれば、本文中に引用した忌部正弘の証言にある「九月」は、調査の開始時期を指すと解すべきであろう。
- (11) 両者の書込みにはそれぞれ精粗があつて、いずれも台帳としては不完全なままであるが、松浦十郎の生家である東町松浦家（梅乃屋）文書五十三〇（隠岐の島町教育委員会の整理による）所収の「国内神名帳（億岐家所蔵）」の写本には、ほぼすべての所在が記されており、最も完成形に近いものと考えられる。
- (12) 前出の東町松浦家（梅乃屋）文書五十三〇にも「隠岐國両島神社書上帳宝曆七年（億岐古記集三明記）」との表題をもつ文書が収められており、内容は奥書も含めて(7)「宝曆七年両島神社書上帳二冊合綴一正」と同一である。
- ただし、表題にある宝曆七年という年号に関しては、両「書上帳」の奥書にある「辰三月」「辰七月」の干支との齟齬が問題とされていた。たとえば松浦康磨は次のように述べている。「奥書の「辰 三月」は宝曆十年に当るが、これは宝曆七年書上げのものを十年に再度提出しているから、随って本書上げは、宝曆七年現在である」（松浦康磨「島前村々神名記 両島神社書上帳」「島前の文化財」九、一九七九年、五八頁）。
- けれども錦織稔之によれば、そもその出発点となる宝曆九年の幕府の触書の記述、ならびに「卯」「宝曆九年」十一月の書出の写しが存在することから、「七」は「十」の誤読であろうとされる（本書所収の錦織稔之「近世隠岐の「神樂社家」と神職組織」を参照されたい）。
- (13) 『続』所収の(16)「島後神社取調帳」では島後四九町村のうち、八田（護国寺）村、大光寺村、有木村、箕浦村、賀茂村の記載が欠けているが、対応する『忌部』235の「島後神社取調伺帳」ではすべての村が記載されている。
- (14) 「国内神名帳」では島前は四二社が数えられていたが、そのうちの奈岐良姫大明神を柳井姫明神に「合殿」したために四一社になった、とされる（『正』一三三頁）。億岐有尚らによる返書のなかには「当四月御布令之御旨」（『後』一五六頁）の文言があるが、具体的にどの「布令」を指すのかは確認できない。
- (15) 三浦正道（一八二九—一八七）は、石見邑智郡日和村（旧浜田藩領）の社家の出身で浜田県の神社取調員を勤め、明治六年、水若酢神社の宮司となった。
- (16) 宗雄の子孫に当る藤井靖久氏蔵。私は、この「自記年表」に基づく略年表を作成しているため、参照されたい（拙稿「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』巻二 邇摩郡」「島根大学法文学部 山陰研究センター『山陰研究』三、二〇一〇年」の「附録」藤井宗雄の著作について「一六二頁以下）。
- (17) この「神社明細帳」が、註(4)で触れた「神社書上帳」として残されているのだが、藤井はこれに基づいて明治六年、『石見国神社記』の草稿をまとめ、明治十六年から二十年にかけて清書させている。私は、この『石見国神社記』全八巻の翻刻に取り組んでいる。現在までのところ、巻一安濃郡と巻二邇摩郡は「山陰研究」二（二〇〇九年）三（二〇一〇年）に、また巻三那賀郡上（前後編）と巻四那賀郡下（前編）は、錦織稔之との共著で島根県古代文化センター「古代文化研究」二四（二〇一六年）・二五（二〇一七年）・二六（二〇一八年）に発表している。
- (18) 津和野町の森鷗外記念館所蔵「沖本文庫」には、「明治庚午十一月 神社取調書上帳 何那何組何々村」という表紙で末尾に「神社取調方」と記された豎冊の雛形が残されている。明治三年から翌年にかけての神社調査に用いられたものを、在地の民俗学者である沖本常吉が採集したのである。
- (19) 岡熊臣「読淫祀論」（弘化二「一八四五」年、沖本常吉編『幕末淫祀論叢』松野書店、一九七八年、四九頁、五七頁）。この点に関して詳しくは、前掲拙稿「石見地方の「森神」をめぐる」の「四、藤井宗雄の森神観」を参照されたい。
- (20) 直江広治「森神信仰」（和歌森太郎編『西石見の民俗』吉川弘文館、一九六二年）。

- (22) たとはば註(19)で触れた「神社取調方」による雛形の「祭神」の項目には、「正体何」という下位項目が設けられ、実際の「神社書上帳」では、神社名の下に「正体〇〇」と朱書きされていて、ほとんどの神社で、神像が神体とされていたことが分かる。あるいはこれは、隠岐島における明治二年から三年にかけての「神社取調」に倣ったものかもしれない。もつとも前出の内務省編『特選神名牒』『特選神名牒編纂次第』によれば、明治元年から二年にかけての最初期の取調では、他の地域でも神体を調べた例があったとされる(同書、二頁)。いずれにせよ、明治初年における隠岐島と石見部の神社調査の詳細な比較は、多くの点で興味深い主題を構成することになるだろう。
- (23) この文書は、前出東町松浦家(梅乃屋)文書五十三〇にも「明治五年十一月御改正隠岐国国幣社界郷村撰社合帳」として収められている。
- (24) 「撰社」については、後に触れる(26)「郷村社新規則」**〔正〕**のなかで「撰社ト申ハ末社ノ類ニ而社地別ニアルヲ云フ」**〔正〕**(二二八頁)と規定されている。
- (25) 引用したこの箇所は、「**忌部**」²⁴⁴の原本で見ると筆跡が異なっており、曾根も指摘しているように**〔後〕**(二二九頁)、あるいは徳岐有尚による書き加えかもしれない。ただし、総数に数え間違えがある。
- (26) **〔忌部〕**²⁴⁵「両嶋神社改号記」では、後半の島前に関しては**〔正〕**所収の(23)「両嶋神社改号帳」と同じだが、前半の島後に関しては、用いられる紙質も異なっており、内容的にもまず旧社名を挙げて、その後に改称名を示しており、列挙する順も異なる。さらに全体で「七十三社」挙げられている。おそらく島後に関しては後に改定されたものを差替えたと考えられる。
- (27) これらがすべて廃絶されたかどうかは判明ではない。(23)「両嶋神社改号帳」の存在も併せ考えると、郷社制度において郷社・村社・撰社に位置づけられないまま存続した小祠もあつたことが窺える。
- (28) **〔正〕**所収の(26)「郷村社新規則」には見られないが、「**忌部**」²³⁹原本には、末尾に鉛筆書で「明治五壬申十一月十日書入(八幡氏本)」とある。
- なお、このような「郷村社規則」は、いずれの府県でも制定されていたと考えられる。たとえば、米地実前掲書第四章「村落所在神社と国家統制」第二節「山梨県郷村社規則」を参照されたい。
- (29) 前出の(22)「隠岐両島郷村社新区別帳」**〔後〕**による神社数合計二百十社よりも一社多いのは、先には別格として数え上げられていなかった国幣中社水若酢神社が含まれているからである。
- (30) 明治六年三月二十二日から二十八日にかけての、忌部正弘と高梨正方による「取調」に基づき、都合四十二社に関して、廃止、合併、改号等の処置が要請されている。大半は廃止か合併なのだが、なかには周吉郡西村の池田社のように、撰社として

指定されたことに対して「氏子共不平之趣ニ付無余儀右情実断申出候間改テ村社ニ被為成下間敷哉奉伺候」**〔正〕**(一六九頁)といった記述が見られ、人びとの意向に沿った修正が模索されているのも興味深い。

あるいは目貫村の撰社蛭子社では「此社モ外蛭子社同例帳外ノ社ニテ可然奉存候」**〔正〕**(一七〇頁)、八尾村の撰社松尾社でも「此社寺院ノ鎮守ニテ可廢社ニ候得共諸人ノ深ク崇敬スル社ナレハ帳外ノ社ニ御改替可然奉存候」(同頁)などあって、「今度改正書面ノ外ニ残ル社ハ悉ク廢シノ事」という(26)「郷村社新規則」**〔正〕**(二二九頁)の規定にもかかわらず、「帳外ノ社」すなわち、村社・撰社に列格されないが、存置を認められた小祠がかなり残されていたことが分かる。これは註(27)での推測を裏付けるものと言えよう。